

1. 改正の趣旨

① 外国人集計の充実

- 「平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(未諮問基幹統計確認関連分)」において、特に、市区町村別の外国人統計の充実については、例えば外国人が一定規模以上の市区町村において匿名性にも配慮しながら集計・公表する等、前向きに検討を進めていく必要があるとの指摘があり、また、「第Ⅲ期基本計画」において、人口減少社会の実態をよりの確に捉える統計の整備として、「人口動態調査の外国人が一定規模以上居住する市区町村における市区町村別の外国人集計について、集計可能性を検討する」とされた件への検討。

② 国籍の見直し(令和3年度予算要求中)

- 社会情勢の変化及び国際化の進展等を踏まえた調査項目「国籍」欄の見直し

2. 改正点

① 外国人集計の充実【※ 2020年調査分からの適用(2021年9月公表予定)】(別添人口動態調査集計事項新旧対照表参照)

- 「外国人が一定規模以上居住する」の基準、秘匿措置の範囲等を検討した結果、人口動態総覧(発生件数)については市区町村別に表章することとした。しかし、クロス集計において市区町村別になると客体数が少なく、数値のない表が多くなることから、都道府県別や市別に表章する。
 - 市区町村別の表章:「第1表 人口動態総覧※(件数), 都道府県・市区町村別」
 - ※出生数、死亡数、自然増減数、死産数、婚姻件数、離婚件数
 - 保管表以外の「日本における外国人」の出生、死亡、婚姻、離婚について、総数のみ表章している統計表は都道府県単位に、都道府県別で表章している統計表は都道府県・市単位(町村は郡部としてまとめる)で表章する。
- パブコメにより要望のあった外国人の妊産婦死亡数について追加する。

② 国籍の見直し【※2023年調査分からの適用(2023年1月新調査票利用開始)】(別添調査票新旧対照表参照)

- 調査票様式第1号から第7号の国籍欄について、現在の選択式から記入式に改正する。なお入力システム上はプルダウン形式を採用する。また、統計表上に表章する国として、最近の在留外国人数の動向を踏まえ、新たにベトナム、ネパール、インドネシア、インド、ミャンマー、スリランカの6ヶ国を追加する。
- 現在は、韓国・朝鮮、中国(※中国には台湾を含む)、フィリピン、タイ、米国、英国、ブラジル、ペルーの9カ国。